

異議申立てに関する規定

VLAC-VR110 :2022



発行日 2022年3月31日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル7階

1. 適用

この規定は当社に寄せられた異議申立てに対する対応の方針及び対応の手順について規定するものです。

2. 異議申し立てに対する方針

当社は、当社が審査したラボラトリから適合性判定や認定の決定等に関する不服及び異議申立てがあった場合、これをすみやかに受け付けます。なお当社の審査を受けたラボラトリ又は当社の認定ラボラトリ以外からの異議申立ては受け付けません。

3. 異議申立て対応の手順

3.1 異議申立て人（ラボラトリ）は異議申立ての事由を知り得た日から **30** 日以内に、その事由を当社に文書（電子メールも可）で通知するものとします。なお文書送付に先立ち面談や電話などの口頭による申立ても受け付けます。

3.2 当社は寄せられた異議申立ての調査を行います。

異議申立てを解決するためにとられる処置を含む、異議申立ての追跡及び記録をとり、異議申立て人（ラボラトリ）に通知する内容は異議申立ての対象となった認定活動に関与しなかった者が承認し、センター長が通知します。

3.3 当社は異議申立てに対して次のいずれかの対応をします。

- (1) 異議申立ての却下－異議申立て人（ラボラトリ）に却下した理由を通知します
- (2) 異議申立ての調査を行い審議します－異議申立て人（ラボラトリ）に審議の結果を文書で通知します。

3.4 異議申立て人（ラボラトリ）が当社の審議結果になお不服がある場合、審議結果を受取った日から **30** 日以内にその事由を当社に文書（電子メールも可）で通知するものとします。なお文書送付に先立ち面談や電話などの口頭による申立ても受け付けます。当社は異議申立て人（ラボラトリ）と異議申立て処理の終了の合意を得た後、異議申立てプロセスの終了を異議申立て人（ラボラトリ）に正式に通知します。

－以上－